



埼玉県報

第 2 6 4 8 号
平成26年11月21日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)

告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県朝霞地方庁舎ほか22施設で使用する電気に関する落札者等の公示\(管財課\)](#)
- [スタジオ映像スイッチャーシステム売買契約に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県農業大学校移転業務委託に関する入札公告\(農業大学校\)](#)
- [秩父用水土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [県道原郷熊谷線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第八第二号の表一の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第二十三の一の項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百九十五号

埼玉県議会平成二十六年十二月定例会を十二月一日に招集する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新座子育てネットワーク
- 三 代表者の氏名
坂本 純子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市菅沢一丁目四番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の子育て中の家族とそれを支援する地域住民や関係機関そして社会に対し、子育て・子育て環境の向上に資する活動を広く行い、社会全体の子育て・家庭教育支援の充実と次世代育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県朝霞地方庁舎ほか22施設で使用する電気 予定使用電力量8,480,727キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 F - P o w e r 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額
180,895,448円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年9月26日

告 示

埼玉県告示第千四百九十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
スタジオ映像スイッチャーシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ソニービジネスソリューション株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 契約金額
42,336,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千四百九十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県農業大学校移転業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

ア 移転元 埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷64番地

イ 移転先 埼玉県熊谷市樋春字谷南2010番地

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に

よる再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (6) 平成21年9月1日から本件入札の公告日までの間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）の移転業務を直接受注し、履行した実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒350-2214 埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷64番地 埼玉県農業大学校管理部業務担当 大野 電話049-285-4111（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年1月14日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年1月13日（火）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年1月14日（水）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県農業大学校 平成27年1月14日（水）午前10時15分

なお、開札の立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年12月1日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Moving of Saitama Agriculture Management Junior College

Contract is valid from the day the contract is signed until March 31, 2015(Tues).

(2) Bid Submission Period:

By electronic bidding system:

December 22, 2014 (Mon) - 10:00 a.m., January 14, 2015 (Wed)

By registered mail:

December 22, 2014 (Mon) - 5:00 p.m., January 13, 2015(Tues)

In person:

December 22, 2014 (Mon) - 10:00 a.m., January 14, 2015 (Wed)

(3) Contact Information:

Saitama Agriculture Management Junior College

64 Otagaya, Tsurugasima-shi, Saitama-ken, 350-2214

Ph. 049-285-4111

告 示

埼玉県告示第千五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、秩父用水利地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十六年十一月四日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年十一月二十一日から

平成二十六年十二月二十二日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

横瀬町役場

告 示

埼玉県告示第十五百一号

測量計画機関である行田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

行田市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第十五百二号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタルカラー撮影））

三 作業地域

加須市全域 百三十三・四七平方キロメートル

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十五百三号

平成二十六年埼玉県告示第八百五十六号で公示した公共測量（修正測量）は、平成二十六年十月三十一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千五百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
中野上 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中野上 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
本野上根岸 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
長瀬 1 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
長瀬 1 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
長瀬 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
本野上根岸 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
山根	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

唐沢2	中野上	和田	根岸	北沢	楢沢	根岸沢	根岸	長瀬4	和田	唐沢	
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

滝ノ上2 2	滝ノ上2 1	滝ノ上1 3	滝ノ上1 2	滝ノ上1 1	宿本	長瀬2	高野沢	長瀬1	井出入	山根	下山根
平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

堂坂沢	熊野沢	滝の上	八重子沢	砂吹沢 2	砂吹沢 1	辻	辻3	宿本3	辻5	辻4	
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

新吉見 3	天王山 3	新吉見 2	新吉見 1	長谷 2	長谷 1 2	長谷 1 1	野上下郷	大日影沢 2	大日影沢 1	田中沢	唐沢
平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

二
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
中野上 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
本野上根岸 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
長瀨 1 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
長瀨 1 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
長瀨 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。

本野上根岸1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
山根	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
唐沢	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
和田	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
長瀬4	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
根岸	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
根岸沢	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

	辻2 1	秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	辻2 2	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
	辻4	秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	杉郷2	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
	辻5	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	杉郷3	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び長瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。

	唐沢							
	野上下郷							
	長谷 1 2							
	長谷 2							
	新吉見 1							
	新吉見 2							
に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	に供する。

	<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>天王山 3</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>新吉見 3</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

告 示

埼玉県告示第五百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、草加市から草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 原郷熊谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで 同市玉井南三丁目一八番地</p>	<p>熊谷市玉井南三丁目一五番地 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・二一 七・七五</p>	<p>五・七六 六・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二九・六〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年五月二十一日

指令川建セ第二六〇〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十一月十七日

川建セ第二六〇一〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字吉原字中堀向五番五、五番六、五番七、五番八、六番

一、六番二、七番一、七番二、八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社 セーブオン 代表取締役 平田 実

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

指定番号	第九号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年十月二十日
指定に係る道路の位置	<p>入間市豊岡四丁目八百三十七番七地先から 八百三十六番十地先まで</p> <p>入間市豊岡五丁目八百七十八番十二地先から 八百七十九地先まで</p> <p>入間市豊岡五丁目八百七十八番三地先から 八百七十九地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十二・一</p> <p>五十七・〇</p> <p>十一・六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>四・〇</p> <p>五・〇</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

指定番号	第十号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年十一月十四日
指定に係る道路の位置	飯能市京六百八十三から六百八十三まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十八・五
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月二十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

一 許可番号

平成二十六年十一月十二日

熊建セ第〇八二五〇〇四一号

二 検査済証番号

平成二十六年十一月十三日

熊建セ第二百二十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字今市字庚塚百六十八番一、百六十八番二、百六十九番、百七十番一、百七十番二、百七十番六、百七十番七、百七十番八、百七十一番一、百九十番八、百九十番九、百九十番十、百九十番十一、百九十番十二、百九十番十三、百九十番十四、百九十番十五、百九十番十六、百九十番十七、百九十番十八、百九十一番、百九十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字今市百九十一番地
株式会社 大産 代表取締役 大内 重則